

家庭用常備薬等の斡旋事業について

日頃は、健康保険組合の運営について何かとご協力をいただきありがとうございます。
このたび、皆様方の疾病予防と健康管理の一助にさせていただきたく、特別価格にて
家庭用常備薬等の斡旋をいたします。
各家庭でのちょっとした怪我や、軽い疾病等早期治療の一助としてご利用ください。
ご希望の方は、下記要領にてお申込みください。

申込方法

申込書に必要事項をご記入ください。事業所名未記入の場合、斡旋の申込が不可になる場合がございます。
FAXでお申し込みの場合、きりとり線に沿って切り離し、FAXしてください。

FAX 0120-711-768（株式会社アーテム）

郵送でお申し込みの場合、きりとり線に沿って切り離し、のりしろ部分を貼り付け、封筒に組み立ててポストに投函してください。

支払方法

商品到着後、同封されている払込取扱票で、コンビニエンスストアまたは郵便局にて1週間以内に必ずお支払いください。
振込手数料は無料です。斡旋価格に消費税は含まれております。

送料・納品等について

	送料	納品日
会 社 宛	購入金額にかかわらず無料	9月30日受付分までは 10月中旬～下旬 10月31日受付分までは 11月中旬～下旬
自 宅 宛	購入金額2,500円以上⇒無料 購入金額2,500円未満⇒440円	申込後 2～3週間

申込締切日

令和7年
10月31日(金)

申込商品などのお問合せ先

〔委託業者：株式会社アーテム 0120-191-195 (フリーダイヤル)〕

セルフメディケーション税制

詳細は厚生労働省または国税庁のホームページにてご確認ください。なお、領収証が必要な方は、(株)アーテムまでお申し出ください。

注意事項

※法により、下記商品は原則一人1個の販売となります。2個以上を希望する場合は、あらかじめ用意した理由に該当する場合のみの販売となり、それ以外の理由では販売できません。
なお、お申込みは他の薬店等で同時購入のない方に限ります。

対象商品：No.6～12の中で2個以上、No.14 プレコールせき止め錠A、
No.22 プレコール鼻炎カプセルAを2個以上

※セルフメディケーション税制 詳細は厚生労働省または国税庁のホームページにてご確認ください。

必ずお読みください

※医薬品をお申込みの方は、株式会社アーテム ホームページ(<http://a-tem.jp>)の検索システム
で購入する医薬品の使用上の注意などを確認してください。
また、より安全にご使用いただくために、申込欄に記載しております【使用者の状態等の確認事項】について、差し支えない範囲でお知らせください。
ご記入いただいた内容を専門家が確認のうえ、より安全にご使用いただけるよう適切に対応いたします。
※指定第2類医薬品は、使用者の状態等により重篤な副作用が生じる可能性があり、特に注意を要する医薬品です。使用上の注意の「してはいけないこと」
を必ずお読みいただくこと及びその医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを行ってください。
お薬のご質問・ご相談は、[お薬相談専用窓口 0120-191-195、E-mail: kusurisoudan@a-tem.jp]までご連絡ください。
薬剤師または登録販売者が対応いたします。

委託業者

株式会社 アーテム
TEL. 0120-191-195

東京都江東区亀戸1丁目38番4号 朝日生命江東ビル7階
医薬品相談専用電話：0120-191-195(フリーダイヤル)
(医薬品に関する問合せは、薬剤師または、登録販売者が対応)

健康保険組合からのお知らせ

1 月中旬より 2 月末まで、当健康保険組合のホームページにて、花粉症・感染予防対策商品を中心とした家庭用常備薬等の斡旋を特別価格にて行います。
ホームページへは、

東部ゴム健康保険組合

検索

(ホームページの検索には、Microsoftedge 以外をご利用ください。)

で検索いただくか、以下のアドレスを直接入力でアクセスいただけます。
アドレス ➡ <http://www.toubugomukenpo.or.jp/>
ホームページのトップ画面にありますNEWS&TOPICSに品目一覧・申込書を掲載いたしますので、是非ご利用ください。

- お申込みの際、ご記入もれがないかご確認ください。お客様でのご都合による返品・交換につきましては、送料等はお客様ご負担となります。
- 商品開封後の返品は一切お受けできませんので、ご了承ください。
- 予告無く容量・パッケージ等の変更がありますので、ご了承ください。
- 万一商品の品切れの際は、ご了承ください。
- 斡旋価格には消費税が含まれております。

副作用被害救済制度

病院・診療所で投薬された医薬品、薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用が発生し、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に、救済給付を行う公的な制度です。

<救済制度相談窓口>

電 話 0120-149-931 (フリーダイヤル) Eメール kyufu@pmda.go.jp
受付時間 [月～金] 9時～17時30分(祝日・年末年始除く)

個人情報の取り扱いについて

お申込みの際にご記入いただきましたお届け先住所等の個人情報につきましては、プライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、商品配送以外の目的に使用することはありません。



店舗販売業の許可内容

店舗の管理及び運営に関する事項 1. 許可の区分 店舗販売業 2. 許可証記載事項 名称:株式会社アーテム 許可番号:第21V00004号 所在地:大阪市生野区異南5丁目5番13号 有効期間:令和3年5月1日～令和9年4月30日 所管自治体:大阪市 3. 管理者名:鐘ヶ江官子 4. 勤務する薬剤師及び登録販売者の氏名及び担当業務 薬剤師:鐘ヶ江官子(管理・監督) 登録販売者:上向孝、西河裕美子、石川真弓、日笠山哲、今井朋 5. 取り扱い医薬品の区分 第1類医薬品、第2類医薬品、指定第2類医薬品、第3類医薬品 6. 勤務者の区別 名札により区別及び薬剤師は白色の白衣、登録販売者は青色の白衣を着用 7. 営業時間:9:00～17:30(土・日・祝日及び年末年始を除く)、購入の申し込みに関り時間外受付あり、営業時間外で相談できる時間はありません 8. 相談及び緊急時の連絡先:06-6795-7255、相談専用0120-732-221	る成分を含むもの 2. 医薬品のリスク区分の表示に関する解説 [要指導医薬品] [第1類医薬品] [第2類医薬品] [第3類医薬品]、指定第2類医薬品は [第2類医薬品] または [第2類医薬品] とパッケージ及び添付文書に表示 3. 医薬品のリスク区分の情報提供及び指導に関する解説 ※要指導医薬品は薬剤師が対面により書面による情報提供並びに薬学的知見による指導を行う ※第1類医薬品は薬剤師が書面(又は電磁的記録の表示)をもって行う ※第2類医薬品は必要に応じて薬剤師または登録販売者が書面(又は電磁的記録の表示)をもって行う ※第3類医薬品は必要に応じて薬剤師または登録販売者が書面(又は電磁的記録の表示)をもって行う 4. 要指導医薬品・第1類医薬品の陳列等に関する解説 情報提供カウンター背面の鍵のかかる陳列設備に陳列 5. 指定第2類医薬品の陳列等に関する解説 情報提供カウンター下部の鍵のかかる陳列設備に陳列 6. 指定第2類医薬品を購入又は譲り受けようとする場合はその禁忌を確認すること及び使用について薬剤師又は登録販売者に相談することをお勧めします 7. 一般用医薬品の陳列に関する解説 ※第2類医薬品、第3類医薬品はリスク区分ごとに陳列 8. 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説 医薬品(病院、診療所で投薬されたもののほかに薬局で購入したものも含まれます。)を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合に、医療費などの給付が行われる制度です 相談窓口:独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 0120-149-931 9. 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置 ご提供いただいた個人情報は、個人情報保護法で定められた管理方法に則り、法令遵守及び安全な取扱いを行います 10. その他 必要な事項 許可権者:大阪市業務指導グループ 06-6208-9986
要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 1. 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義並びに解説 ※要指導医薬品:副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの:スイッチ直後品目、劇薬、毒薬等が該当します。 ※第1類医薬品:その副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの(特にリスクが高い医薬品) ※第2類医薬品:その副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずるおそれがあるもの(比較的风险が高い医薬品) ※指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち特に注意を要するもの ※第3類医薬品:日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれのある成分を含むもの	特定販売に関する事項 1. 店舗の主要な外観の写真 2. 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 指定第2類医薬品陳列棚 第2類医薬品、第3類医薬品陳列棚 3. 現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名 薬剤師:鐘ヶ江官子 登録販売者:上向孝、西河裕美子、石川真弓、日笠山哲、今井朋 4. 開店時間及び特定販売を行う時間は同じです 5. 特定販売を行う一般用医薬品の使用期限 使用期限が6ヶ月以上の医薬品を販売いたします